

川崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定については、支援法人の活用に関する本市の方針等が定められるまでの間、市長は指定を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。